

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	板 谷 政 弘	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
事務局長	<p>1．開催日時 平成23年12月20日(火) 午前9時00分から午前9時50分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(37人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(0人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第27号 農地法第3条関係</p> <p>日程第3 議案第28号 農地法第5条関係</p> <p>日程第4 議案第29号 買受適格証明願</p> <p>日程第5 議案第30号 事業計画変更承認申請</p> <p>日程第6 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について</p> <p>日程第7 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第8 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第9 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第10 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書</p> <p>日程第11 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第12 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員 (3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>皆さんおはようございます、定刻となりましたので平成23年12月農業委員会定例会を始めさせていただきます。 それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>

会長

〈会長あいさつ〉

それでは、本日の出席者数は37名中37名で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

それでは、議席番号12番 川村 勝美 委員
議席番号13番 三輪 義治 副会長
を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第27号	農地法第3条関係	8件
議案第28号	農地法第5条関係	11件
議案第29号	買受適格証明願	1件
議案第30号	事業計画変更承認申請	1件
決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	33件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	10件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件
専決報告	現況証明願	2件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	12件
報告	農地改良届出書	3件

それでは、議案第27号 農地法第3条関係 について審議をお願いしますが、議案番号2番について、議席番号34番委員及び、議案番号6番について、議席番号8番委員が総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので、2番及び6番を除く議案より審議をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉(2番、6番を除く案件の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)

尚、以上6件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われま。尚、3番4番の受人は新規就農ですので、新規就農における事前審査を平成23年12月13日午前8時55分より会長及び地区農業委員の橋本委員・福田委員・中野委員の同席をいただき、受入より新規就農について聞き取りをさせていただきました。農業に対する営農意欲及び営農計画について聞き取りした結果、特に問題が無かった事を報告させてい

	<p>たきます。 以上でございます。</p>
会長	<p>只今、2番・6番を除く6案件について、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
16番委員	<p>新規就農ですが、何歳ぐらいの方ですか。</p>
事務局	<p>昭和35年3月31日生まれの51歳でございます。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>
16番委員	<p>はい。</p>
会長	<p>その他、宜しいでしょうか。</p>
	<p>(発言なし) それでは、議案第27号 農地法第3条関係 2番・6番を除く案件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をいただきました。</p> <p>それでは、2番の審議をお願いしますので 34番委員には退席をお願いします。</p>
	<p>〈 34番委員 退席 〉</p> <p>それでは事務局より、2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>〈事務局説明〉(2番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読) 尚、この案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。 以上です。</p>
会長	<p>只今、2番について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

それでは、2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。

34番委員に入ってもらって下さい。

〈 34番委員 着席 〉

続きまして、6番の審議をお願いしますので 8番委員には退席をお願いします。

〈 8番委員 退席 〉

それでは事務局より、6番の説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(6番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)

こちらの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許要件を全て満たしていると思われます。以上です。

会長

只今、6番について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、6番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。

8番委員に入ってもらって下さい。

〈 8番委員 着席 〉

続きまして、議案第28号 農地法第5条関係 について審議をお願いしますが、議案番号9番について、議席番号27番委員が総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので、9番を除く議案より審議をお願いします。

では、事務局より説明をお願いします。

《事務局説明》(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)内容は、事業拡大により既存工場が手狭になり工場の北へ従業員の駐車場 4 4 台分を確保する計画でございます。

（ 2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ）内容につきましては、現在は家族 3 人で借家に住んでいますが、手狭なため分家住宅を建設する計画でございます。

（ 3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ）内容につきましては、現在は借家に住んでいますが、結婚を期に分家住宅を建設する計画でございます。

（ 4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ）この案件につきましては、今回、議案第 3 0 号に関連する案件でございます。本年 5 月案件にて渡人が土地所有者より購入し、資材置場として利用する計画でございましたが、申請地は受人の所有する自宅の玄関の東に位置するため利便性が良い事により、自宅敷地の西側を同面積分筆して交換する計画でございます。尚、交換する現在の自宅敷地は渡人の所有する資材置場であり、両者の利便性が良くなるとの事でございます。

（ 5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ）現在、農業用の駐車場及び資材置場として利用している事により始末書が添付されております。内容につきましては、受人は現在 9 h a の作業委託を請け負うオペレーターで農業用機械・資材の増加により保管場所が手狭になった事により、今回の申請でございます。

（ 6 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ）内容は、現在借家に家族 3 人で居住し、手狭及び将来を考慮し、今回分家住宅を建築する計画でございます。

（ 7 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ）現在、駐車場及び資材置場として利用している事により始末書が添付されております。内容につきましては、受人は現在、水耕を柱に行っており、出荷作業にパート 2 0 人を雇用し、その駐車場、その他トラック・農業用資材を保管する計画でございます。尚、この案件につきましては、前回の八開地区の農地パトロールにて報告及び現地調査をしていただいた案件で、是正指導により今回申請に至ったという経緯でございます。

（ 8 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ）内容につきましては、受人は土木建築業を営み、現在は稲沢市内にて同程度の資材置場を借用し使用しておりますが、返却する事になり代替のための申請でございます。

（ 1 0 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ）一部を宅地への出入り口に使用している事により始末書が添付されております。内容は、現在は母屋に家族 8 人で居住しており、手狭な為、今回申請地へ離れを建築する計画でございます。

（ 1 1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ）内容につきましては、現在は住所地にて居住しておりますが、こちら手

	<p>狭な為、将来を考慮し分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上、10件につきましては、農地法第5条第2項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われ、以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第28号 10件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
7番委員	<p>5番と7番ですが始末書添付となっておりますが、申請理由は「申請地を借り受け資材置場として利用する」となっておりますが、利用しているから始末書添付が必要と理解して宜しいでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
7番委員	<p>そうすると、この文面がこれから利用するのではなく、利用していたから始末書の添付が必要で、「利用している」と「利用する」とは言葉が大分違うと思うのですが、事務局はそこをどの様にお考えか。</p>
事務局	<p>言葉の関係かと思いますが、あくまでも事務局サイドとしましては、農地を農地の用に使っていない場合は始末書を添付させる事となっておりますので、利用して申し訳ないと言う理由ではなく、今後の利用に関して利用したいので今回の申請となった。但し、現場が農地の状態で無いために始末書が添付されている事で、ご理解をいただきたいのですが。</p>
7番委員	<p>いわゆる始末書を出せば認める、農地法違反、軽い農地法違反だろうと思いますが、始末書が出されたから、利用していたから始末書だよと言った話だろうと思うのです。そうすれば言葉の綾として「利用する」と「利用している」大分私は違うのではと思うのですが、先程の事務局の説明で私は理解できないのでお尋ねしている訳でございますが。</p>
事務局長	<p>今回の5条案件につきましては、是正指導で今回申請が上がってきた物もありますし、一般的に農地を転用して農地以外にする場合、既にその状態になってしまっている場合、事務局サイドとしましては「農地に戻して下さい」と指導するのが本来です。追認と言った事も出来ますので、そう言った場合は、農地に戻して新たに申請するのでは無く、農転できるものについては始末書、実際に知らずに使っていたので申し訳ないと一筆入れていただいて、議案として上げさせていただいていると言うスタンスを取っております。申請理由が、今委員が言われたとおり「今後利用する」ではなく「既に利用していた」と言う事ですが。</p>
7番委員	<p>そうです。</p>
事務局長	<p>取りあえず私共としましては、「農地に一旦戻して下さい、それから出して下さ</p>

	<p>い」と言った事が基本なのですが。転用できる案件は、今後利用するという始末書を取って受付をさせていただくと言ったスタンスを取っていますので宜しくお願いします。</p>
7番委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>その他、宜しいでしょうか。</p>
	<p>(発言なし) それでは議案第28号 農地法第5条関係 9番を除く10件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>次に、9番の審議を行いますので、27番委員には退席をお願いします。</p> <p>〈 27番委員 退席 〉</p> <p>それでは、9番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>〈事務局説明〉(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 内容につきましては、受人は住宅・店舗の新築・リホームを行っており、現在はあま市の本社敷地に資材を保管しておりますが、手狭な為、交通の便が良い申請地を駐車場及び資材置場として利用する計画でございます。</p> <p>尚、この案件につきましても、農地法第5条第2項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われ、以上でございます。</p>
会長	<p>只今、9番について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、9番について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定します。</p> <p>27番委員に入ってもらって下さい。</p>

〈 27番委員 着席 〉

続きまして、議案第29号 買受適格証明願 1件について事務局から説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考、受人経営面積を朗読)

この案件につきましては、平成23年5月19日付け愛知県農林公社より公募する事となった物件でございます。

尚、買受適格者証明願いは、当該許可または届出の手続きに準じて行う事とされており、今回の出願者につきましては、農地法第3条2項各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。

又、この案件の審議につきましては、事務の効率化を図るため、申請人が落札して農地法第3条の申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理してよろしいかも含め、ご協議をお願いします。 以上です。

会長

只今、事務局より議案第29号の説明させていただきました、何かご質問ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第29号 買受適格証明願 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と言うことで、当委員会において証明する事に決定いたします。

また、3条申請が提出された時は、速やかに許可処理する事とさせていただきますので宜しくお願いします。

続いて、事務局から議案第30号 事業計画変更承認申請 1件の説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(番号1番の譲渡人・譲受人(承継者)の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読) 議案第28号の4番に関する案件であり、詳細につきましては先程説明させていただきましたので省略させていただきます。以上でございます。

会長

只今、事務局より議案第30号について説明させていただきました、何かご質問ご意見ございますか。

(発言なし)

それでは議案第30号 事業計画変更承認申請 1件について全委員にお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉

決定第10号につきましては件数が多い為、9ページから11ページまでの内容の集計概要報告し説明とさせていただきます。1番から33番まで全体筆数で87筆、面積は79,330㎡でございます。内、円滑化団体のあいち海部農協さんが受人となって利用権設定された筆数は40筆、36,845㎡であり、最終受人は有限会社さん始め8名となっております。その他の利用権設定は7筆5,640㎡であり、受人は 町の さん始め4名となっております。

その他の内容では、作物は水稻・レンコン・露地野菜・イチゴ・施設園芸、新規は54筆54,214㎡、再設定33筆25,116㎡、契約期間は4年5年7年8年10年、権利の内容は全て賃借権でございます。

以上、概略を報告し説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。

会長

只今、事務局より決定第10号について説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告3件・報告2件について事務局より一括で説明をお願い

事務局	<p>します。</p> <p>〈事務局説明〉 （専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から10番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読）以上10件の届出がございました。</p> <p>（専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読）以上2件の届出がございました。</p> <p>（専決報告 現況証明願 1番～2番の願出者住所氏名・土地の所在、台帳地目、現況地目・面積・事由・備考を朗読）以上2件、現場を確認し証明させていただきました。</p> <p>（報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番～12番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読）以上12件の解約に関する通知がございました。</p> <p>（報告 農地改良届出書 1番から3番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読）以上3件の届出がございました。 以上でございます。</p>
会長	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか、 それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、12月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>（終了 午前9時43分）</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p>

<p>山田副会長</p>	<p>先月佐織地区の農地パトロール報告をお願いします。</p> <p>(平成23年11月25日実施の佐織地区農地パトロールの内容を山田副会長より報告)</p>
<p>会長</p>	<p>ご苦労様でした。</p> <p>事務局より報告事項があれば。</p>
<p>事務局長</p>	<p>失礼します。</p> <p>今月の農地パトロールは佐屋地区、本庁舎2階 第1会議室に12月26日(月)午後1時30分集合の報告。</p> <p>1月の立田地区の農地パトロール、都合により1月25日(水)から1月24日(火)に変更する内容の報告。</p> <p>次回、定例農業委員会は1月20日(金)午後4時より立田庁舎 第一会議室にて開催の報告。</p> <p>11月の定例会にて海部農林水産事務所からの「農林漁業人権問題啓発推進事業の実施に関する」アンケート調査の回収及びについて「利用状況調査」の回収について報告。</p> <p>農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の配布について報告。</p> <p>「名刺」各20枚を配布し、用紙代(3,234円)の親睦会支出について報告し、委員全員の同意をいただく。</p> <p>又、来年度の定例農業委員会の日程表と農地パトロールの日程表配布の報告。</p> <p>農業委員会交歓会の報告。</p> <p>第4回「農業委員会だより」編集委員会を1月11日(水)午後1時30分より立田庁舎1階の応接室にて開催の報告。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局長より報告がございましたが、ご質問等ありますか。</p> <p>(発言なし)</p>

これをもちまして12月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会（午前9時50分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成23年12月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号12番委員 川 村 勝 美

議事録署名者
議席番号13番委員 三 輪 義 治

--	--